調停条項（相手方●●●分）案

書式５－１

１　弁済計画の基本方針

申立人●●株式会社（以下「申立人会社」という。）及び申立人●●（以下「申立人保証人」という。以下，申立人会社及び申立人保証人を併せて「申立人ら」という。）と相手方株式会社●●●（以下「相手方」という。）は，申立人らと相手方ほか金融債権者●社（以下，併せて「相手方ら」という。）との間における申立人らの弁済計画について，次のとおり確認する。

(1) 申立人会社は，その事業継続が困難であることから、事業を廃止し，適正に資産を換価した上，相手方らに対し，合理性が認められる令和●年●月●日付け清算貸借対照表兼清算型弁済計画[[1]](#footnote-1)のとおり，相手方らに対する債務の一部を返済する。

(2) 申立人保証人は，その所有する不動産を売却し，相手方らに対し，当該売却代金を弁済原資とし，総額●●円以上の額を相手方らの債権額に応じて按分弁済し，相手方らから，上記弁済後の各保証債務について免除を受け，その他の資産は残存資産として申立人保証人が引き続き保有する。ただし，不動産売却代金による弁済総額が●●円に満たなかったときは，残存資産を限度に●●円と不動産売却代金による弁済総額との差額を相手方らに弁済する。

２　債務額の確認

(1) 申立人会社は，相手方に対し，申立人会社が相手方から本日までに借り受けた金員の残債務【注：又は「負担した求償債務の残債務」】として，金●●●●円（内訳；残元金●●●円，未払利息金●●円，確定遅延損害金●●円）及び残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

(2) 申立人保証人は，相手方に対し，申立人会社の相手方に対する前号の債務の連帯保証債務として，金●●●●円（内訳；残元金●●●●円，未払利息金●●円，確定遅延損害金●●円）及び残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

３　申立人会社にかかる弁済方法及び債務免除

(1) 弁済方法

ア　基本弁済

　　申立人会社は，相手方に対し，第２項第１号のうち，残元金●●●円を，別紙弁済計画記載のとおり，次の相手方の口座に振り込む方法により支払う。

　　●●銀行●●支店の●●名義の（普通，当座，通知，別段，●●）預金口座(口座番号　●●●●●●●)

イ　申立人会社が本項第１号アの弁済を怠り，その額が●●円に達したときは，当然に期限の利益を失い，申立人会社は相手方に対し，第２項第１号の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

ウ　追加弁済

　　申立人会社及び相手方は，申立人会社の換価未了の残余財産の処分等による換価が終了し，申立人会社が保有する現預金から，清算手続を遂行するために必要となる諸費用等の見込額を控除してもなお残額がある場合は，申立人会社は，当該残額を弁済原資とし，相手方らに対し，それぞれ保有する債権額に応じて按分して弁済することを確認する。

(2) 債務免除

　　相手方は，申立人会社に対し，本項第１号アの弁済及び申立人保証人による第６項第１号の弁済がいずれも期限の利益を失うことなくなされたとき，第２項１号のその余の支払義務を免除する。

　　ただし，本項第１号ウの追加弁済を行う場合には，当初の免除については，追加弁済の範囲において遡及的にその効力を失う。

４　申立人保証人の財産の状況

　　申立人保証人と相手方は，令和●年●月●日（返済猶予の効力発生時）現在の申立人保証人の保有する資産が別紙資産目録（以下「資産目録」という。）のとおりであることを確認する。

５　保証債務の弁済方法及び債務免除

　　申立人保証人と相手方は，保証債務の弁済計画及び資産の換価処分の方針について，次のとおり確認する。

(1) 申立人保証人は，資産目録の●記載の不動産を第三者に売却し，令和●年●月●日限り，売却代金から移転費用，不動産仲介手数料，固定資産税，印紙代，登記費用等売却に要する費用（以下「必要経費」という。）を控除した額を，相手方らに対し，それぞれ保有する債権額に応じて按分し，相手方に対しその按分した額を支払う。

(2) 前号の弁済額が●●円に満たなかった場合は，申立人保証人は，相手方に対し，残存資産を限度に，●●円と前号の弁済額の差額を支払う。

(3) 申立人保証人が第１号の弁済を怠ったときは，直ちに，申立人保証人は相手方に対し，第２項第２号の債務から既払額を控除した残金を支払う。

(4) 申立人保証人による求償権全額の放棄

　　第１号及び第２号の弁済をしたとき，申立人保証人は，申立人会社に対し，取得した求償権全額を直ちに放棄する。

(5) 相手方の債務免除

　　相手方は，申立人保証人に対し，第１号及び第２号の弁済及び申立人会社による第３項第１号の弁済がいずれもなされたとき，第２項第２号のその余の支払義務を免除する。

６　保証債務の追加弁済

　　申立人保証人及び相手方は，申立人保証人の保証債務の追加弁済について，次のとおり確認する。

(1) 申立人保証人は相手方に対し，本調停条項に添付した表明保証書（以下「表明保証書」という。）写しのとおりの表明保証を行った。

(2) 申立人保証人が表明保証書により表明保証を行った資産目録に含まれていない資産が存在することが判明した場合，申立人保証人は速やかに当該資産を換価し，相手方に対し，換価代金から必要な費用を控除した残額を支払う。ただし，第３号に該当する場合はこの限りでない。[[2]](#footnote-2)

(3) 申立人保証人が表明保証書により表明保証を行った資力について，故意に事実と異なる過少な資産を申告したことが判明した場合，又は申立人保証人が資産の隠匿を目的とした贈与若しくはこれに類する行為を行っていたことが判明した場合には，申立人保証人は相手方に対し，前項第３号により免除を受けた債務額及び同債務額中の残元本に対する免除を受けた日の翌日から支払済みまで年●パーセントの遅延損害金を直ちに支払う。

７　清算条項

申立人らと相手方は，申立人らと相手方との間において，本調停条項に定めるもののほか，何らの債権債務のないことを相互に確認する。

８　調停費用

調停費用は，各自の負担とする。

1. 書式４－１の清算貸借対照表兼清算型弁済計画を指します。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 本条項は相手方が単独であることを念頭に置いています。相手方が複数の場合，新たに資産が判明した場合の弁済額については，相手方の保有する債権額に応じて按分する条項に修正することが考えられます。 [↑](#footnote-ref-2)